

令和 8 年度第 3 回
「特許等調査・出願経費助成事業（国内出願・先行技術調査助成）」公募

（公財）福島県産業振興センターでは、福島県内の中小企業者のみなさまが、国内において特許等の出願をする際に係る費用の一部を助成することで、技術の進歩及び新事業の早期創出を図ることを目的とし公募します。

（青色の部分をクリックすると、各書類をダウンロードできます）

《本公募のチラシはこちら》

- 募集期間 令和 8 年 1 0 月 7 日（水）から令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）
- 事業期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 8 日（助成対象経費の支払期限）

■ 支援内容

先行技術調査に係る費用、またはこれに加えて特許等の出願に係る費用が対象となります。

ただし、申請前に特許等の出願に向けた先行技術調査を実施済みであり、調査結果報告書等、調査結果の詳細が分かる資料を提出する場合には、特許等の出願に係る費用のみの申請も可能です。

■ 助成対象者

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者またはそのグループが出願人となり、日本国特許庁へ産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の国内出願を行う場合もしくは産業財産権取得、研究開発に資するための先行技術調査を行う場合。

※ 申請の対象となる出願の発明者（又は考案者、創作者）が申請企業（県外本社・事業所含む）に所属することが要件となります。

※ いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

【助成率】

助成対象経費の 2 分の 1 以内。

※ 助成対象者以外の者との共有に係る特許等である場合、持分比率又は費用負担額のうち、いずれか低い方に応じて、助成対象経費が減額となります。

【1 企業当たりの助成上限額】

- 1 調査に係る経費 1 5 万円
- 2 出願に係る経費 2 5 万円

※ 出願に係る経費について、複数出願及び出願人の住所（本社）が福島県内である場合、総額 1 0 0 万円

■ 支援までの流れ

- (1) 申請書及び添付書類の提出（令和8年11月30日（月）17時**必着**）。
- (2) 審査会の実施（12月中旬予定）：**書面審査による審査**。
- (3) 助成案件の決定・通知（12月下旬予定）。
- (4) 採択企業により代理人へ対し、出願経費の支払。
- (5) 支払内訳が明確な領収証等に基づき、助成金額を確定し、採択企業へ振込み。

■ 提出書類

特許等調査・出願経費助成事業助成金交付申請書

[＜申請書はこちら＞](#)

[＜記入例はこちら＞](#)

【提出方法】

申請書一式を下記「お申込み先」へ提出してください。
（令和8年11月30日（月）17時**必着**）

[《募集案内はこちら》](#)

[《実施要領はこちら》](#)

■ お申込み・お問合せ先

〒963-0215 郡山市待池台1-12（福島県ハイテクプラザ内）
公益財団法人福島県産業振興センター技術支援部 技術総務課
電話024-959-1929 FAX024-959-1889
E-mail f-tech@f-open.or.jp